

俱知安町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

**令和 7 年 1 2 月
俱知安町教育委員会**

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	3

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

俱知安町で働く教職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うもの。

(2) 俱知安町の現状

○俱知安町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、「俱知安町立学校における『働き改革』行動計画」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月26.6時間	16%	0.3%
中学校	月44.6時間	50%	10%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が%以上と多くなっている。特に中学校では、部活動の指導等の業務の負担が大きくなってしまっており、部活動の休養日の完全実施、外部指導者の活用等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【15日7時間】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。【16.3%】

3. 計画の期間

令和8年度

※俱知安町立学校における「働き方改革」行動計画の期間に合わせることとし、次回更新時は期間を3年間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(i) 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

(ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・国や道の学校への調査について、必要性と手法の妥当性についての検討と廃止を含め調査業務の見直しや簡素化などの取り組みを不斷に進めるよう要望する。
- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

○部活動

- ・「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」により中学校等の休日の部活動を段階的に地域移行をすることを基本とし、本町の実情等に王して可能な限り早期の実現を目指す。

(iii) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○学校行事の準備・運営

- ・学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合がある事から、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会などを通じて共通理解を図る。
- ・学校行事については、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の統合を図るなど学校行事の精選・重点化を図る

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・教育の質の向上や教員が教員でなければできない業務に集中できる環境整備のために学習支援員、通訳支援員などの配置をする。
- ・道教委が進めるスクールカウンセラー、スクールロイヤーなどの支援スタッフの活用促進する。
- ・俱知安町要保護児童対策地域協議会にて関係部署と連携を図った家庭支援を行う。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小・中学校は年間で1,086単位時間以上）教育課程を編成・実施することのないように指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準時数を大きく上回る授業時数を計画されている場合には、がっこうにおける教育課程の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進する。
- ・時間外在校時間が1ヶ月80時間を超える職員又は直近2～6か月間のいずれかの平均で80時間を超える職員については、衛生推進者による面接指導を管理職から徹底するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行う。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・職員一人ひとりがワークバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践できるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に併せて、月2回以上の定時退勤日の実施や年間15日以上の年次休暇の取得の促進を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、俱知安町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるように取り組む。